

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に
基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

(平成19年1月31日設定)

(平成22年10月6日改正)

(平成27年4月1日改正)

「認定こども園の認定処分」(第3条第1項及び第3項)及び「幼保連携型認定こども園の認可処分」(第17条第1項)については、次のとおりとする。

- (1) 福岡県認定こども園の認定要件に関する条例(以下「認定条例」という。)及び福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則(以下「認定規則」という。)並びに福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(以下「認可条例」という。)に定める基準を満たしていること。
- (2) 別紙「福岡県認定こども園の認定等審査基準」に定める基準を満たしていること。

標準処理期間 60日

福岡県認定こども園の認定等審査基準

1 職員の配置及び資格の基準（認定条例第4条及び認定規則第3条）関係

- (1) 認定規則第3条第3項第1号及び第2号に定める「意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるもの」とは、当該意欲、適性及び能力等が施設長の意見書等により確認できるものであること。
- (2) 認定規則第3条第3項第1号に定める「幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力」とは次の各号のいずれかの要件に該当するものであること。
- ア 教員免許状を取得するため、大学又は専修学校の通信講座又は夜間講座において、所要の単位の修得に向けて履修していること。
- イ 通信講座（アに掲げるものを除く。）の受講、勉強会への参加又は幼稚園教員資格認定試験の受験その他教員免許状取得に向けた努力を行っていることが客観的に認められるものであること。
- (3) 認定規則第3条第3項第2号に定める「保育士の資格の取得に向けた努力」とは次の各号のいずれかの要件に該当するものであること。
- ア 保育士の資格を取得するため、大学又は専修学校の通信講座又は夜間講座において、所要の単位の修得に向けて履修していること。
- イ 通信講座（アに掲げるものを除く。）の受講、勉強会への参加又は保育士試験の受験その他保育士資格取得に向けた努力を行っていることが客観的に認められるものであること。
- (4) 認定規則第3条第4項に定める「管理及び運営を行う能力を有する者」とは、教育又は保育について2年以上の実務経験を有する者若しくは理論及び実務について講習を受けた者又はそれらの者と同等と認められる者とする。

2 施設設備の基準（認定条例第5条並びに認可条例第7条及び第8条）関係

- (1) 幼保連携型及び幼稚園型（認定条例第2条第1号ロに該当する施設）の認定こども園について、それぞれの用に供される建物及び附属設備が同一の敷地又は隣接する敷地でない場合の取扱いについては次の各号に掲げるところによる。
- ア 建物相互間及び建物と附属設備の近接性（100m程度）、歩道の整備状況及び車両の通行量等を総合的に勘案し、教育・保育の適切な提供が可能で、かつ子どもの移動時の安全が確保されていること。
- イ 三歳以上の子どもの教育及び保育について、異なる敷地の建物及び附属設備において連携して行う場合については、アに加えて、原則として、子どもが車道を横切ることなく建物相互間及び建物と附属設備の間を移動できること。

- (2) 幼稚園型以外の認定こども園に係る園庭又は屋外遊戯場に代わる場所（以下「代替地」という。）の取扱いについては次の各号に掲げるところによる。
- ア 建物と代替地とが近接（100m程度）していること。
 - イ 建物から代替地への移動経路に車道と明確に区分された歩道が整備されていること。また、車両の通行が頻繁でないこと。
 - ウ 代替地が自己所有地でない場合は、代替地の所有者等から、占有的利用について、文書による同意が得られていること（ただし、当該代替地が公園等利用者を制限しない施設である場合を除く）。
 - エ 認可条例附則第4条第3項に定める園庭及び認定規則第4条第3項に定める屋外遊戯場に必要面積については、土地の形状が平坦な部分とし、その面積は1か所で確保されること。
- (3) 幼保連携型認定こども園について、屋上を園庭とする場合は、別紙「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年11月28日府政共生第1104号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、26文科初第891号文部科学省初等中等教育局長、雇児発1128第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の3（4）に掲げる要件を満たすこと。
- (4) 幼保連携型以外の認定こども園について、屋上を屋外遊戯場とする場合は、別紙「児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第2の5に掲げる要件を満たすこと。
- (5) 幼保連携型認定こども園の3階以上の階に設けられる保育室等は、認可条例第7条第4項の規定のとおり、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならないが、当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取扱いとして、満3歳以上の園児の保育の用に供することができるものとする。
- (6) 幼保連携型以外の認定こども園について、2階以上に保育室が設置される場合は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号に規定する要件を満たすこと。
- (7) 調理員及び調乳に従事する者については、毎月、検便を実施すること。
- (8) 施設内の調理施設において、調理業務の委託を行う場合は、別紙「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日雇児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に基づき実施すること。

3 管理運営等の基準（認定条例第8条）関係

(1) 保育時間の基準（第2号）関係

保育時間中であっても、夜間のみ、常態的に在園する子どもを受け入れないこと。

(2) 開園日数及び開園時間の基準（第3号）関係

開園日数及び開園時間等については、次の各号に掲げるところによる。

ア 原則として、日曜日、祝日及び年末年始以外は、開園すること。

イ 土曜日の開園については、地域の実情に応じて対応すること。

ウ 教育及び保育時間相当利用児については、夏休み等の長期休園を行わないこと。

エ 開園時間の終期は遅くとも22時までとすること。

オ 認可を受けた保育所は、認定こども園の認定を受けるにあたっては、現行の保育水準を低下させないこと。

(3) 子どもの健康及び安全を確保する体制の基準（第6号）関係

子どもの健康及び安全を確保する体制については、次の各号に掲げるところによる。

ア 消火及び避難に関する訓練を、少なくとも毎月1回行うこと。

イ 幼稚園型の教育時間相当利用児については年1回以上、その他の園児については入園時及び年2回の健康診断を実施すること。

(4) 事業の安定性及び継続性（第9号）関係

「必要な経済的基盤を有する」とは、次の各号のいずれも満たすものをいう。

ア 年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。

イ 事業に使用する土地、建物等の物件について、必要な権原を有すること。